

様式第二の二

揮発性有機化合物排出施設設置(使用、変更)届出書

年 月 日

都道府県知事  
殿  
市 長

該当するものを○で囲んで下さい  
(既設施設の届出の場合は使用届)

氏名又は名称及び住所並びに  
届出者 法人にあつてはその代表者の 印  
氏名

大気汚染防止法第17条の4第1項(第17条の5第1項)第17条の6第1項の規定により、揮発性有機化合物排出施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	A印刷株式会社 千代田工場	※整理番号	別紙の別表1-2の 項番号及び種類を記載	
工場又は事業場の所在地	千代田区 霞が関1-2	※受入年月日	年	月 日
揮発性有機化合物排出施設の種類	6項 印刷の用に供す る乾燥施設 (オフセット輪 転印刷に係るも のに限る。)	※施設番号		
揮発性有機化合物排出施設の 構造及び使用の方法	別紙1のとおり。	※審査結果		
		※備考		
揮発性有機化合物の処理の方法	別紙2のとおり。			

備考

- 揮発性有機化合物排出施設の種類欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の2に掲げる項番号及び名称を記載すること。
- ※印の欄には、記載しないこと。
- 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。
- 排出ガスを処理施設において処理していない場合には、別紙2の届出は必要ない。

(注)記入内容及び概要図は、架空に設定しております。  
事実と異なる部分については、予めご了承ください。

揮発性有機化合物排出施設の構造及び使用の方法

工場又は事業場における施設番号		オフセット輪転印刷機 1号乾燥装置	オフセット輪転印刷機 2号乾燥装置
名称及び型式		オフリン用脱臭ドライヤー AB10	オフリン用ドライヤー MCOS5
設置年月日		平成〇年 〇月 〇日	平成〇年 〇月 〇日
着手予定年月日		年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日	年 月 日
規	送風機の送風能力 (m <sup>3</sup> /h)	43,800 m <sup>3</sup> /h	66,000 m <sup>3</sup> /h
	排風機の排風能力 (m <sup>3</sup> /h)	8,100 m <sup>3</sup> /h	10,200 m <sup>3</sup> /h
模	揮発性有機化合物が空気に接する面の面積 (m <sup>2</sup> )		施設の種類に応じて 必要となる事項を記載
	容 量 (kl)		
1日の使用時間及び月使用日数等		8時～ 24時 16時間/日 25日/月	8時～ 24時 16時間/日 25日/月
排出ガス量 (Nm <sup>3</sup> /h)		4,200 Nm <sup>3</sup> /h	5,100 Nm <sup>3</sup> /h
使用する主な揮発性有機化合物の種類		ケロシン類	軽油成分
揮発性有機化合物濃度 (容量比 ppm (Cl 炭素換算))		200 ppmC	200 ppmC
参考事項		2号乾燥装置は大豆油インク用	

備考

- 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 規模の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の2の中欄に掲げる施設の当該下欄に規定する項目について記載すること。
- 3 揮発性有機化合物排出施設の構造及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。
- 4 排出ガス量は、湿りガスであつて、最大のものを記載すること。
- 5 揮発性有機化合物排出施設が貯蔵タンクである場合には、排出ガス量の欄には記載しないこと。
- 6 揮発性有機化合物濃度は、湿りガス中の濃度とすること。
- 7 揮発性有機化合物濃度は、揮発性有機化合物の処理施設がある場合には、処理後の濃度とすること。
- 8 参考事項の欄には、揮発性有機化合物の排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出量の変動の状況、揮発性有機化合物の排出の抑制のために採っている方法（排出ガスを処理施設において処理しているものを除く。）等を記載すること。

(注)記入内容及び概要図は、架空に設定しております。

事実と異なる部分については、予めご了承ください。

## 揮発性有機化合物の処理の方法

揮発性有機化合物の処理施設の工場又は事業場における施設番号		1号脱臭装置	—	
処理に係る揮発性有機化合物排出施設の工場又は事業場における施設番号		オフセット輪転印刷機 1号乾燥装置	—	
揮発性有機化合物の処理施設の種類、名称及び型式		触媒酸化式脱臭装置 SBD112	—	
設 置 年 月 日	平成〇年 〇月 〇日	年 月 日	年 月 日	
着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
処 理 能 力	排 出 ガ ス 量 (Nm <sup>3</sup> /h)		4, 200 Nm <sup>3</sup> /h	—
	揮 発 性 有 機 化 合 物 濃 度 (容 量 比 p p m (炭 素 換 算))	処 理 前	5, 000 ppmC	—
		処 理 後	200 ppmC	—
	処 理 効 率 (%)		96.0%	—

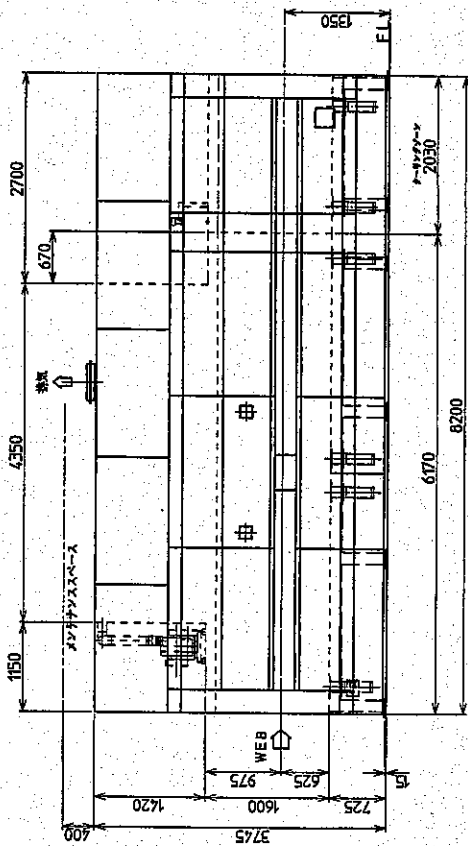
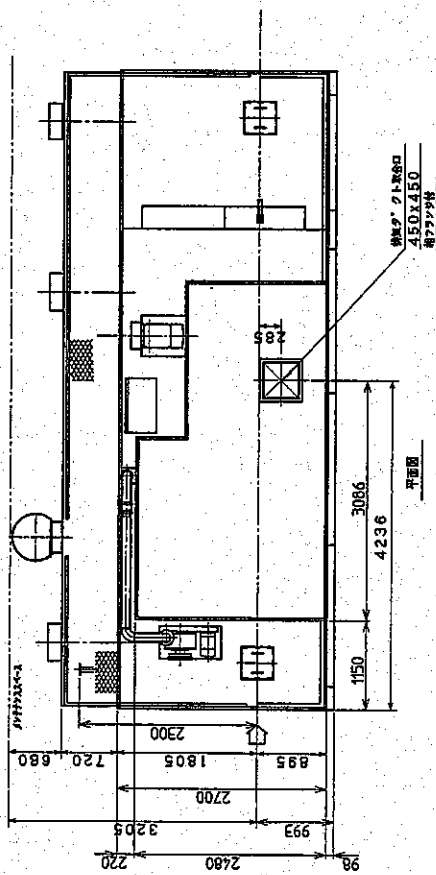
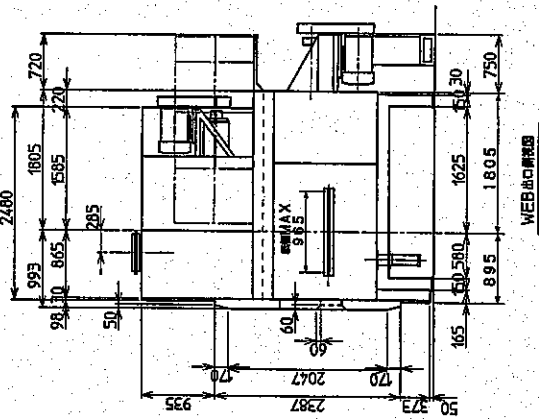
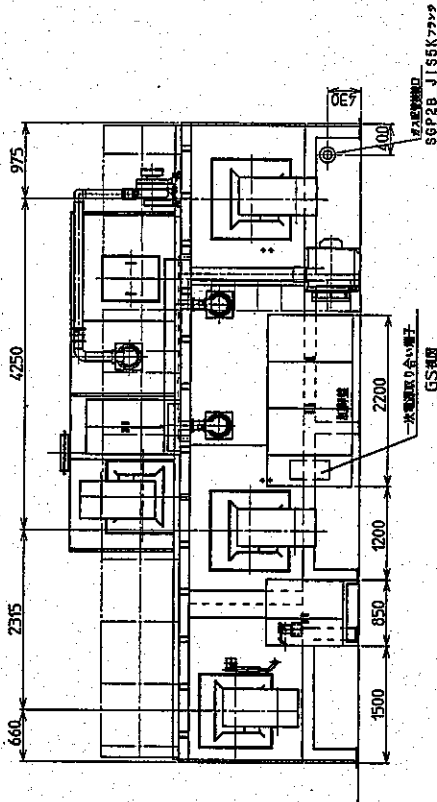
## 備考

- 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 排出ガス量は、湿りガスであつて、最大のものを記載すること。
- 3 揮発性有機化合物濃度は、湿りガス中の濃度とすること。
- 4 揮発性有機化合物の処理施設の構造及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

(注) 記入内容及び概要図は、架空に設定しております。  
事実と異なる部分については、予めご了承ください。

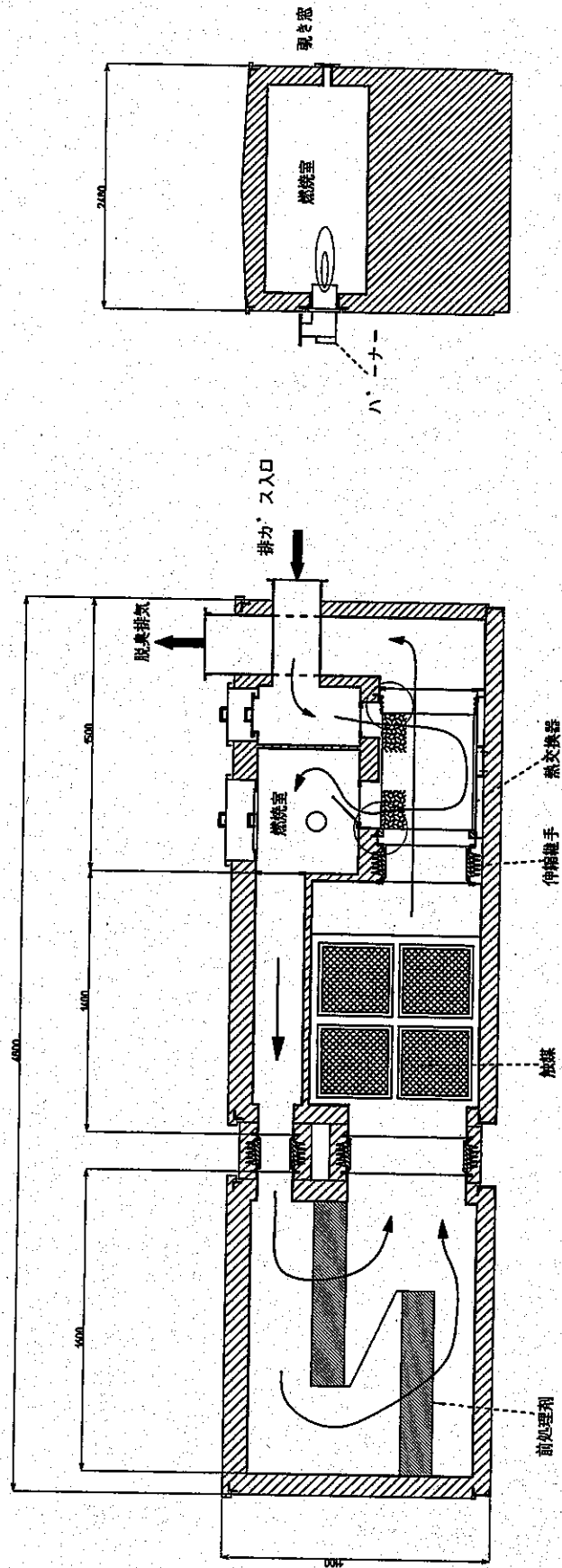


■オフセット輪転印刷機2号乾燥装置（オフリン用ドライヤーMCOS5） 概要図



(注)記入内容及び概要図は、架空に設定しております。  
事実と異なる部分については、予めご了承ください。

■ 1号脱臭装置（触媒酸化式脱臭装置 SBD112） 概要図



(注) 記入内容及び概要図は、架空に設定しております。  
 事実と異なる部分については、予めご了承ください。

## 大気汚染防止法施行令別表第1の2 (第2条の3関係)

1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設（揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。以下同じ。）	送風機の送風能力（送風機が設置されていない施設にあつては、排風機の排風能力。以下同じ。）が1時間当たり3,000立方メートル以上のもの
2	塗装施設（吹付塗装を行うものに限る。）	排風機の排風能力が1時間当たり100,000立方メートル以上のもの
3	塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）	送風機の送風能力が1時間当たり10,000立方メートル以上のもの
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が1時間当たり5,000立方メートル以上のもの
5	接着の用に供する乾燥施設（前項に掲げるもの及び木材又は木製品（家具を含む。）の製造の用に供するものを除く。）	送風機の送風能力が1時間当たり15,000立方メートル以上のもの
6	印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が1時間当たり7,000立方メートル以上のもの
7	印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が1時間当たり27,000立方メートル以上のもの
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設（当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。）	洗浄施設において揮発性有機化合物が空気に接する面の面積が5平方メートル以上のもの
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）	容量が1,000キロリットル以上のもの